

＜クレジットカード加盟店規約＞

第1条（総則）

本規約は、株式会社連専（以下「れんせん」という）およびれんせんが日本国内、国外で現在および将来において提携する会社、組織が運営するクレジット取引システムに基づきれんせんに加盟を申し込み、れんせんが加盟を認めた場合の契約関係につき定めるものです。

第2条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

1. 「加盟店」とは、本規約承認のうえ、れんせんに加盟を申し込みれんせんが加盟を承認した個人・法人および団体をいいます。
2. 「会員」とは、れんせん所定の会員規約を承認のうえ、入会を申し込み、れんせんが入会を承認した個人・法人をいいます。
3. 「カード」とは、れんせんが会員に貸与するれんせんのサービスマークの表示されているれんせん所定規格のクレジットカードをいいます。カードは、カードの表面に会員名が印字され、所定の署名欄に自署した会員に限り利用でき、他の者に利用させることはできないものとします。
4. 「ギフトカード」とは、れんせんが発行するれんせん所定規格の商品券で券面にれんせんのサービスマークと金額が明記されたものをいいます。

第3条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等が、次の事項のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ①暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
 - ②暴力団員（暴力団の構成員）
 - ③暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの）
 - ④暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業）
 - ⑤総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
 - ⑥社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不正行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
 - ⑦特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を

用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人)

⑧その他上記①～⑦に準ずるもの。

2. 加盟店は、加盟店が前項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、れんせんは加盟店に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、れんせんがその報告を求めた場合、加盟店は、れんせんに対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとし、
3. れんせんは、加盟店が本条1.の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づくクレジット取引を一時的に停止することができ、この求めがあった場合には、加盟店は、れんせんが取引再開を認めるまでの間、クレジット取引を行うことができないものとし、
4. 加盟店が1.の規定に違反していることが判明した場合、又は1.の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、れんせんとのクレジット取引を継続することが不適切である場合には、れんせんは、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、れんせんに対する一切の未払債務を直ちに支払うものとし、その場合れんせんに生じた損害を加盟店が賠償するものとし、
4. 前項の規定により本契約を解除した場合でも、れんせんに対する未払債務があるときには、それが完済されるまでは本契約の各条項が適用されるものとし、

第4条（加盟店）

1. 加盟店は、第8条に定める信用販売を行う店舗・施設（以下「カード取扱店舗」という）を指定し、あらかじめれんせんに所定の書面をもって届け出、れんせんの承認を得るものとし、れんせんは当該指定を承認した場合、加盟店番号を付与します。なお、カード取扱店舗の追加・取消しについても同様とします。また、れんせんの加盟店で本規約を承認のうえ、ギフトカードの取扱いを申し込み、れんせんが適当と認めた加盟店をギフトカード取扱店とします。
2. 加盟店は、すべてのカード取扱店舗内外の会員の見易いところにれんせん所定の加盟店標識を掲示するものとし、
3. 加盟店は、れんせんからカードまたはギフトカード取扱いに関する資料の請求があった場合、すみやかにその資料を提出するものとし、
4. 加盟店は、れんせんと会員との契約関係、その他れんせんのクレジットカード取引システムを承認し、カードおよびギフトカードの普及向上に協力するものとし、
5. 加盟店は、れんせんが会員のカード利用促進、およびギフトカード利用促進のために加盟店の個別の了解なしに印刷物などに加盟店の名称および所在地などを掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとし、
6. 加盟店は、売上票、売上集計表、CAT（クレジット・オーソリゼーション・ターミナル）などれんせんが認めた端末機（以下「端末機」という）、加盟店標識などを本規約に定める以外の

用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとします。

7. 加盟店は、本規約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとします。

第5条（加盟金等）

加盟店は、第4条第1項によりれんせんが加盟店として承認した場合、れんせんが請求する加盟金を支払うものとします。また、加盟店標識、インプリンターなどを購入する場合には、別途れんせんが請求する金額を期日までに支払うものとします。なお、支払われた加盟金および加盟店標識、インプリンターなどの代金は、れんせんまたは加盟店が本契約を解約または解除した場合にも返還されないものとします。

第6条（届出事項の変更）

1. 加盟店は、れんせんに届け出ている商号・代表者・所在地・電話番号・カード取扱店舗および買取代金振込指定金融機関口座、その他加盟店申込書に記載した諸事項に変更が生じた場合には、直ちにれんせん所定の書面により届け出、れんせんの承認を得るものとします。
2. 第1項の届け出がないために、れんせんからの通知または送付書類、買取代金が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなします。

第7条（地位の譲渡の禁止）

1. 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 加盟店は、加盟店のれんせんに対する債権を第三者に譲渡、質入れなどできないものとします。

第8条（信用販売）

1. 加盟店は、会員がカードを提示して商品の購入、サービスなどの提供を求めた場合、本規約に従い、正当かつ適法な商行為にのっとり、カード取扱店舗において会員に対し信用販売を行うものとします。
2. 加盟店が取扱うことができる信用販売の種類は1回払い、分割払い、リボルビング払い、ボーナス一括払いの4種類とします。

第9条（れんせんギフトカード(以下「ギフトカード」という)の取扱い)

1. 加盟店は、ギフトカードの使用者が商品の購入、サービスなどの提供を求めた場合、本規約に従い、正当かつ適法な商行為にのっとり、ギフトカード取扱店においてギフトカードの使用者に対し商品の販売またはサービスの提供(以下「ギフトカードの取扱い」という)を行うものとします。
2. 加盟店は、ギフトカードの取扱いを行う場合、ギフトカードが有効であることを善良なる管理者の注意義務をもって確認のうえ、取扱いを行うものとします。また、販売額とギフトカード金額に差額が生じた場合には、ギフトカードの使用者がギフトカード以外の支払方法にて調整するものとします。
3. れんせんがギフトカードの種類、様式、色彩などを変更または追加する場合には、れんせ

んは取扱い加盟店に対し新しいギフトカードの発行前に見本を送付し通知するものとします。

4. 加盟店は、ギフトカードの使用者から受領した後、直ちに再度利用ができないようにするものとします。

第10条（信用販売の方法）

1. 加盟店は、会員からカード提示による信用販売の要求があった場合、カードの真偽、有効期限およびカード無効通知を照合し、カードが有効であることを確認し、れんせん所定の売上票に加盟店番号・加盟店名・売場名・担当者名・カード記載の会員番号・会員氏名・有効期限・会員の指定する信用販売の種類・売上日付・金額・品名・型式・数量などを記入するものとします。また、その場で会員の署名を求め、カード記載の署名と売上票の署名、およびカード券面エンボスの会員番号・カード名義人名と売上票の会員番号・会員氏名が同一であり、かつ、カード提示者がカード記載の本人であることを、善良なる管理者の注意義務をもって確認のうえ、信用販売を行い、売上票の控えまたは売上票に記載した内容を表す書面を会員に交付するものとします。なお、加盟店は会員に対し売上票にれんせん所定の項目以外の記載を求めてはいけないものとします。
2. 加盟店は、割賦販売法第30条の2第4項に定める事項などを記載した書面を会員へ交付するものとします。
3. 売上票に記載できる金額は、当該売上代金(税金・送料を含む)のみとし、現金の立て替え、および過去の売掛金の精算などを含めることはできないものとします。また、通常1枚の売上票で処理されるべきものを日付の変更、金額の分割などにより売上票を複数にすること、および売上票の金額訂正もできないものとします。
4. 加盟店は、れんせんが事前に承認した場合を除き、れんせん所定の売上集計表および売上票を使用するものとします。また、売上票は加盟店の責任において保管し、他に譲渡はできないものとします。
5. 端末機を設置した場合は、端末機の使用規約ならびにその取扱いに関する規約の定めるところに従い、すべての信用販売にこれを使用するものとします。なお、何らかの理由(故障・障害など)により端末機が使用できない場合には、すべての信用販売につきその都度事前にれんせんへ電話連絡をして承認番号を取得するものとします。

第11条（差別的取扱いの禁止・協力義務）

1. 加盟店は、有効なカードを提示した会員または有効なギフトカードの使用者に対し、信用販売またはギフトカードの取扱いを拒絶したり、直接現金払いや他社の発行するカードの利用を要求したり、会員またはギフトカードの使用者に現金客と異なる代金を請求したり、販売金額に本規約に定める以外の制限を設けるなど、会員または有効なギフトカードの使用者に不利となる差別的取扱いを行うことはできないものとします。
2. 加盟店は、れんせんから依頼があった場合、会員のカード使用状況およびギフトカード使用者のギフトカード使用状況などの調査に協力するものとします。

3. 加盟店は、会員または有効なギフトカードの使用者から信用販売またはギフトカードの取扱いおよび商品、サービスなどに関し、苦情、相談を受けた場合や、加盟店と会員またはギフトカードの使用者との間において紛議が生じた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。

第12条（商品等の引き渡し）

加盟店は、信用販売またはギフトカードの取扱いを行った場合、会員またはギフトカードの使用者に対し、原則として直ちに商品、サービスなどを引き渡し、または提供するものとします。信用販売またはギフトカードの取扱いを行った当日に引き渡しまたは提供することができない場合は、会員またはギフトカードの使用者に書面をもって引き渡し時期などを通知するものとします。

第13条（信用販売限度額）

1. 第10条第5項に定める場合を除き、加盟店が会員1人あたり1回につき行うことができる信用販売限度額（同一日、同一売場における販売額の総額とします）は、税金、送料などを含みれんせんが別途通知した金額の範囲内とします。また、れんせんが必要と認めた商品（特定商品）については、個別に信用販売の限度額を定め、通知する場合があります。なお、ギフトカード取扱いの限度額は、特に定めないものとします。
2. 加盟店は、会員に対し第1項の信用販売限度額を超えて信用販売を行う場合、その都度事前にれんせんの承認を得るものとし、れんせんの承認を得たときは、売上票の承認番号欄に承認番号を記入するものとします。万一れんせんの承認を得ないで信用販売限度額を超えて信用販売を行った場合には、加盟店は、当該信用販売の代金全額について一切の責任を負うものとします。
3. 加盟店は、れんせんから信用販売限度額および特定商品の変更の通知があった場合はそれに従うものとします。

第14条（無効カードおよび無効ギフトカードの取扱い）

1. 加盟店は、れんせんから特定のカードを無効とする旨通知を受けた場合、その通知によって無効とされたカード提示者に対しては信用販売を行わないものとし、当該カードを保管のうえ直ちにその事実をれんせんに連絡するものとします。
2. 加盟店は、明らかに偽造、変造、模造もしくは破損と判断できるカードまたはギフトカードを提示された場合には、カード提示者またはギフトカードの使用者に対し信用販売またはギフトカードの取扱いを行わないものとし、当該カードまたは当該ギフトカードを保管のうえ直ちにその事実をれんせんに連絡するものとします。
3. 万一加盟店が第1項、第2項に違反して信用販売またはギフトカードの取扱いを行った場合、加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとします。
4. 紛失・盗難されたカードまたはギフトカード、偽造、変造されたカードまたはギフトカードに起因する売上げなどが発生し、れんせんがカードの使用状況などの調査の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとします。また、加盟店は必要に応じて、加盟店

が所在する所轄警察署へ当該売上げに対する被害届を提出するものとします。

第15条（売上債権の譲渡）

1. 加盟店は、会員に対する信用販売により取得した売上債権をれんせんに債権譲渡し、れんせんはこれを譲り受けるものとします。
2. 加盟店は、信用販売を行った日から原則として1週間以内に、当該信用販売の売上票を信用販売の種類別に取りまとめ、れんせん所定の売上集計表に添付してれんせんに送付するものとします。
3. 加盟店かられんせんへの債権譲渡は、当該締切日までに第2項の売上集計表および売上票がれんせんに到着した売上債権について、当該締切日に実行されたものとし、その効力が発生するものとします。ただし、れんせんが特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。

第16条（手数料および支払い）

1. 加盟店が、れんせんに支払う債権買取にかかわる手数料は、当該売上債権総額にれんせんの定める手数料率を乗じた金額とし、円未満を四捨五入するものとします。
2. れんせんの加盟店に対する債権買取代金の支払いは、次に定める支払日に当該売上債権総額より第1項の手数料を差し引いた金額を加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、れんせんが特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。なお、支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日を支払日とします。支払日は、毎月15日および月末日に締め切り、15日締切分は、同月29日、月末締切分は、翌月15日に支払うものとします。但し、締切日は予め当社より通知することにより、変更できるものとします。

第17条（ギフトカードの精算）

1. 加盟店は、れんせんに対し、本規約に基づき行ったギフトカード取扱いによる販売代金の精算（以下「ギフトカード精算」という）を求めることができ、れんせんはこの代金を支払うものとします。
2. ギフトカードの精算手続きについては、第15条第2項および第3項の「売上票」を「ギフトカード」に、「債権譲渡」を「ギフトカード精算」にそれぞれ読み替えて、同条項に定める信用販売の債権譲渡手続きに準じてこれを行うものとします。
3. ギフトカード取扱いの精算代金支払いについては、第16条第1項および第2項の「債権買取」を「ギフトカード精算」に読み替えて、同条項に定める債権買取代金の支払いに準じてこれを行うものとします。

第18条（信用販売の取消し）

加盟店が、信用販売の取消しまたは解約などを行う場合は、直ちにれんせん所定の方法にて当該債権の取消しを行い、取消しの売上票をれんせんへ送付することとし、れんせんは第15条第2項および第3項に準じて処理するものとします。ただし、当該買取代金が支払い済みの場合には加盟店はれんせんに対し当該買取代金を直ちに返還するものとします。また、れん

せんは当該代金を次回以降の加盟店に対する支払金から差し引けるものとします。

第19条（商品の所有権）

1. 加盟店が、会員に信用販売を行った商品の所有権は、当該売上債権がれんせんに譲渡されたときにれんせんに移転するものとします。ただし、第21条により債権譲渡が取消しまたは解除された場合、売上債権に係る商品の所有権は、債権譲渡代金が未払いのときは直ちに、既払いのときは加盟店が債権譲渡代金をれんせんに返還したときに、加盟店に戻るものとします。
2. 加盟店が、偽造カードの使用、カードの第三者使用などにより、会員以外のものに対して誤って信用販売を行った場合であっても、れんせんが加盟店に対し当該売上債権の譲渡代金を支払った場合には、信用販売を行った商品の所有権はれんせんに帰属するものとします。なお、この場合にも第1項但書の規定を準用するものとします。
3. 信用販売した商品の所有権が加盟店に属する場合でも、れんせんは、必要があるときは、加盟店に代って商品を回収することができるものとします。

第20条（支払い停止の抗弁）

1. 会員の指定した支払方法が分割払い等の場合で、会員がカード利用代金債務について割賦販売法第30条の4に基づく支払い停止の抗弁をれんせんに申し出た場合、加盟店は直ちにその抗弁事由の解消につとめるものとします。
2. 第1項に該当する場合の買取代金の支払いは以下のとおりとします。
 - (1) 当該買取代金が支払い前の場合には、れんせんは当該代金支払いを保留または拒絶することができるものとします。
 - (2) 当該買取代金が支払い済みの場合には、加盟店はれんせんに対し当該買取代金を直ちに返還するものとします。また、れんせんは当該代金を次回以降の加盟店に対する支払金から差し引けるものとします。
 - (3) 当該抗弁事由が解消した場合には、れんせんは加盟店に当該買取代金を支払うものとします。
3. 会員と加盟店との間に第11条3項に定める紛議が生じ、会員が信用販売代金の支払いを拒んだときの債権買取代金支払いについても、第2項を準用するものとします。

第21条（買い戻し特約）

1. れんせんは、加盟店から譲り受けた売上債権について、以下の事由が生じた場合には、承認番号取得の有無にかかわらず、債権買取を取消し、または解除できるものとします。
 - (1) 売上票が正当なものでないとき
 - (2) 売上票の記載内容が不実不備であるとき
 - (3) 信用販売を行った日から61日以上経過して(ボーナス一括払いの方法による売上債権については、取扱期間に対応する締切日に遅れて)売上債権がれんせんに譲渡されたとき
 - (4) 第10条第5項または第13条第2項に反してれんせんの承認を得ずに信用販売を行

ったとき。

(5)第14条に反して無効カードの使用者に対し信用販売を行ったとき

(6)第11条第3項に定める紛議または第20条第1項に定める抗弁事由が、信用販売日に対応する締切日より60日を経過しても解消しないとき

(7)その他加盟店が本規約に違反していることが判明したとき

2. 第1項に該当した場合、れんせんは加盟店に対し、当該売上票に取消表示をして返却します。また、その買取代金が支払い済みの場合には、加盟店はれんせんに対し買取代金額を直ちに返還するものとし、加盟店が買取代金を返還しない場合には、れんせんは次回以降の加盟店に対する支払金から当該代金を差し引けるものとし、

3. れんせんが加盟店から譲り受けた売上債権について、第1項記載の各事由(第6号を除く)のいずれかに該当する可能性があるとして認めた場合、れんせんは調査が完了するまで買取代金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より30日を経過した場合には、債権買取を取消または解除することができるものとし、なお、加盟店はれんせんの調査に協力するものとし、調査が完了し、れんせんが買取代金の支払いを相当と認めた場合には、れんせんは加盟店に当該買取代金を支払うものとし、

4. れんせんは加盟店によるギフトカードの取扱いについて、以下の事由が生じた場合には、ギフトカード精算を取消または解除できるものとし、この場合についても第2項および第3項を準用するものとし、

(1)ギフトカードが正当なものでないとき

(2)第14条に反して無効なギフトカード使用者に対しギフトカード取扱いを行ったとき

(3)その他加盟店が本規約に違反していることが判明したとき

第22条 (取扱期間)

本契約の有効期間は1ヵ年とします。ただし、加盟店またはれんせんが期間満了3ヵ月前までに書面をもって解約を申し出ないときは、更に1ヵ年を更新し、以後はこの例によるものとします。

第23条 (解約)

第22条に関わらず、加盟店またはれんせんは、書面により3ヵ月前までに相手方に対し予告することにより本契約を解約できるものとし、

第24条 (契約解除)

加盟店が、下記の事項に該当する場合、れんせんは加盟店に対し催告することなく直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合れんせんに生じた損害を加盟店が賠償するものとし、

1. 加盟店申込書に虚偽の申請があったことが判明したとき

2. 他の者の債権を買い取って、または他の者に代ってれんせんに債権譲渡をしたとき

3. 第21条の買い戻しに応じなかったとき

4. 第1項、第2項、第3項のほか本規約に違反していることが判明したとき

5. 自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、およびその他支払い停止となったとき
6. 差押え・仮差押え・仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産・和議・民事再生法・会社更生・会社整理・特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
7. 第5項、第6項のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとれんせんが認めたとき
8. 他のクレジットカード会社との取引に関わる場合も含めて、信用販売制度を悪用していることが判明したとき
9. 加盟店届け出の店舗所在地に店舗が実在しないとき
10. 加盟店の営業または業態が公序良俗に反するとれんせんが判断したとき
11. その他会員などからの苦情などによりれんせんが加盟店として不相当と判断したとき。

第25条（契約終了後の処理）

1. 第22条又は第23条により本契約が終了した場合、契約終了日までに行われた信用販売などは有効に存続するものとし、加盟店およびれんせんは、当該信用販売などを本規約に従い取り扱うものとします。ただし、加盟店とれんせんが別途合意をした場合はこの限りではありません。
2. れんせんは、第24条により本契約を解除した場合、加盟店から既に債権譲渡を受けている売上債権について、債権譲渡を解除するか、会員から当該売上債権の支払いを受けるまで加盟店に対する債権譲渡代金の支払いを留保することができるものとします。
3. 加盟店は、本契約が終了した場合には、直ちに加盟店の負担においてすべての加盟店標識をとりはずすとともに売上票、売上集計表などれんせんから交付されていた取扱関係書類ならびに印刷物（販売用具）をすみやかにれんせんに返却するものとします。なお、端末機を設置している場合には、端末機の使用規約ならびにその取扱いに関する規定の定めるところに従うものとします。

第26条（情報の登録および利用等）

1. 加盟店は、本規約により発生した客観的な取引事実に基づく加盟店に関する情報および加盟申し込みに関する事実を、他のクレジットカード会社に通知すること、あるいはれんせんが参加する信用情報機関などに5年間を超えない期間登録され、当該クレジットカード会社または当該信用情報機関などの参加会員が自己の取引上の判断のために利用することに各同意するものとします。
2. 加盟店は、加盟審査および本規約に基づく取引上の判断のために、他のクレジットカード会社や信用情報機関などから加盟店および加盟申込者に関する情報をれんせんが入手し、利用することに同意するものとします。

第27条（営業秘密等の守秘義務）

1. 加盟店及びれんせんは、本契約の履行上知り得た相手方の技術上又は営業上その他の秘密（以下「営業秘密」という）を相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本契約に定める業務目的以外の目的に利用しないもの

とします。

2. 前項の営業秘密等には、れんせんより加盟店に提供する事務連絡票の情報等が含まれるものとします。
3. 加盟店及びれんせんは、営業秘密等を滅失・瑕疵・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、各々、自ら支配が可能な範囲内において当該情報の滅失・瑕疵・漏洩等に関し責任を負うものとします。
4. 加盟店及びれんせんは、営業秘密等をその責任において万全に保管するものとし、本契約が終了した場合に相手方の指示があるときは、その指示内容に従い返却又は廃棄するものとします。
5. 本条の定めは本契約終了後も有効とします。

第28条（個人情報の守秘義務）

1. 加盟店は、加盟店が知り得た顧客の個人に関する一切の情報（以下「個人情報」という）を、秘密として保持し、れんせんの書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本契約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。
2. 前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとします。
 - ①加盟店が顧客から受取った申込書に記載された顧客の個人に関する情報。
 - ②加盟店が販売に関して顧客から直接受取った情報
3. 加盟店は、個人情報を滅失・瑕疵・漏洩等を行うことがないように必要な措置を講ずるものとし、れんせんの支配が可能な範囲を除き個人情報の滅失・瑕疵・漏洩等に関し責任を負うものとします。
4. 加盟店は、個人情報をその責任において万全に保管し、本契約が終了した場合は、直ちに、れんせんに返却するものとします。ただし、れんせんの指示があるときは、その指示内容に従い返却又は廃棄するものとします。
5. 本条の定めは本契約終了後も有効とする。

第29条（規約の変更）

本規約の変更については、れんせんが変更内容を通知または公告した後において加盟店が会員に対しカードによる信用販売を行った場合、またはギフトカードの取扱いを行った場合には、新しい規約を承認したものとします。

第30条（本規約に定めのない事項）

加盟店は、本規約に定めのない事項については、れんせんが別に定める取扱規則に従うものとします。

第31条（準拠法）

本規約に関する準拠法はすべて日本国内法が適用されるものとします。

第32条（合意管轄裁判所）

加盟店とれんせんとの間で訴訟の必要が生じた場合は、れんせんの本社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。